

高山市人権だより

令和6年6月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaiagakushuu@city.takayama.lg.jp

性（セクシュアリティ）について 正しく理解しよう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから→



- ・多様な性について、近年、社会問題として取り上げられ、一般に浸透しつつありますが、社会生活の様々な場面で、偏見・差別を受ける問題が発生しています。
- ・このため性的少数者(性的マイノリティ)に対する理解を深めるための教育・啓発により、偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。
- ・人それぞれに個性があるように、性のあり方も多様で複雑です。誰もが自分らしく生きることができ、社会にするには、性の多様性について**正しく理解**し、相手を**思いやり**、**認め合う**ことが大切です。

『性的マイノリティ』LGBTQとは？

Lesbian
レズビアン

女性として女性を好きな人

Gay
ゲイ

男性として男性を好きな人

Bisexual
バイセクシュアル

異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人

Transgender
トランスジェンダー

「身体の性」と「心の性」に違和感がある人

Questioning
クエスチョニング

「心の性」や「恋愛対象」が定まらなかったりする人
特定の枠にはまらない人

※「Q」は、性的マイノリティの総称として用いられる「クィア(Queer)」を意味する場合があります。



岐阜県パートナーシップ宣誓制度をご存知ですか？

岐阜県パートナーシップ宣誓制度とは、お二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることを、知事に宣誓し、県が「宣誓書受領証」を交付する制度です。この制度は、法律上の婚姻とは異なり、宣誓により法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、お二人の人生が県内で尊重され、**自分らしく暮らしていただくことを応援するもの**です。高山市においても、「宣誓書受領証」の提示により、夫婦や家族と同様に利用できるサービスがあります。

人権問題やLGBTでお困りの方はご相談ください。

岐阜県LGBT専門電話相談 ☎058-278-0858(受付時間:第3金曜日 17:00~20:00)

みんなの人権110番
0570-003-110



法務局職員や人権擁護委員が相談を受け付け
(受付時間:平日8:30~17:15)



「法務局LINEじんけん相談」



友だち追加は
こちらから！

5 ジェンダー平等を
実現しよう

